	特許仮勘定見返運営費交付金等戻入（授業料）	−1,256,895		
	建設仮勘定見返運営費交付金等戻入（授業料）	−1,931,850		
	臨時利益	−48,948,171	−24,161,666,431	
	業務費用合計			13,338,446,453
Ⅱ	損益外減価償却相当額			664,998,551
Ⅲ	損益外減損損失相当額			—
Ⅳ	損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ	損益外有価証券損益相当額（その他）			—
Ⅵ	損益外利息費用相当額			2,968,879
Ⅶ	損益外除売却差額相当額			4
Ⅷ	引当外賞与増加見積額			39,965,876
Ⅸ	引当外退職給付増加見積額			775,048,231
Ⅹ	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	13,393,736		
	政府出資等の機会費用	—		13,393,736
Ⅺ	（控除）国庫納付額			—
Ⅻ	国立大学法人等業務実施コスト			14,834,821,730

㈱１．国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
沖縄県の条例等に定められた金額及び近隣の賃貸借料を参考に算出しております。
２．政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは▲0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針
当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）」を適用しております。
１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用しております。
なお、特別経費、特殊要因経費及び補正予算として措置される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。
また、中期目標に記載した一部の事業のうち、学内の規程に従い決定した事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。
建物　３～50年
構築物　３～60年
機械装置　４～14年
工具器具備品　２～15年
船舶　２～12年
車両運搬具　３～６年
なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究収入によって購入した固定資産については、研究期間で減価償却しております。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84、第90）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。
３．引当金及び見積額の計上基準
⑴　退職給付引当金
定員外任期付職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
また、定員外任期付職員以外の教職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。
⑵　徴収不能引当金
債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しております。
⑶　賞与引当金
運営費交付金以外の財源により雇用される教職員に対して、支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
なお、運営費交付金を財源に雇用される教職員については、「国立大学法人琉球大学運営費交付金取扱要領」にて、賞与を支払う年度において受領した運営費交付金により支払うものと定めているため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。